



【労働法】2013年2月7日(木)開催 労働法セミナー 「新しい非正規雇用・高齢者雇用法制と人事労務対応」

松田綜合法律事務所では、2013年2月7日、労働セミナー「新しい非正規雇用・高齢者雇用法制と人事労務対応」を開催いたしました。

前半では、弁護士 近森章宏より、改正労働契約法に関する概要とその実務上の留意点をご紹介させていただきました。

改正労働契約法で重要な論点である「有期雇用の無期転換制度」を中心に、雇止め法理の法定化、期間の定めのあることによる不合理な労働条件の禁止がもたらす疑問と課題を検証いたしました。



後半では、弁護士・社会保険労務士 荒川仁雄より、「高齢者雇用法制」について、講演させていただきました。
今回の高年齢者雇用安定法の改正に伴い、65歳まで希望者の雇用を維持することが義務づけられることとなり、多くの企業が雇用制度設計の見直しを迫られることとなりました。どのような規定をすべきか、それにより新たに生じるリスク、実務上の対応策について、現場レベルでの具体的なポイントを踏まえた解説を行いました。
いずれの改正も、施行が迫る中で直近の対応が必要であるとともに、中長期的な影響を与える大きな論点を含むものであり、十分な理解が必要といえます。



セミナー概要

- 名 称：労働セミナー：新しい非正規雇用・高齢者雇用法制と人事労務対応
- 日 時：平成 25 年 2 月 7 日(木) 14:00 ～ 16:30
- 場 所：パシフィックセンチュリープレイス丸の内 30F
- 参加費：無料
- 講 師：弁護士 近森 章宏 / 弁護士・社会保険労務士 荒川 仁雄

本件に関するお問い合わせは、下記までご連絡下さい。

